



2024年11月14日

各 位

会 社 名 高砂熱学工業株式会社
(コード番号 1969 東証プライム)
代 表 者 役職名 代表取締役社長
氏 名 小島 和人
問合せ先責任者 役職名 取締役執行役員
財務・IR 統括部長
氏 名 森野 正敏
TEL (03) 6369—8215

**株式給付信託 (J-ESOP) への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2024年12月2日(月)
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 120,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 5,718 円
(4) 処 分 総 額	686,160,000 円
(5) 処 分 予 定 先	株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年2月12日開催の取締役会の決議に基づき、「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結した信託契約に基づいて設定されている信託を「本信託」といいます。)を導入しております。(本制度の概要につきましては、2021年2月12日付「株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。)

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出(以下「追加信託」といいます。)を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)に設定されている信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること(本自己株式処分)を決定いたしました。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中に当社の管理職に給付すると見込まれる株式数に相当するもの（2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度分）であり、2024年9月30日現在の発行済株式総数70,239,402株に対し0.17%（2024年9月30日現在の総議決権個数666,596個に対する割合0.18%（いずれも小数点第3位を四捨五入））となります。

※追加信託の概要

追加信託日 2024年12月2日

追加信託金額 626,160,000円（注）

取得する株式の種類 当社普通株式

取得株式数 120,000株

株式の取得日 2024年12月2日

株式取得方法 当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

（注）本信託は、追加信託金額（626,160,000円）及び信託財産に属する金銭（60,000,000円）の総額を原資として、当社株式の追加取得を行います。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本取締役会決議日の前営業日（2024年11月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である5,718円としております。これは、本取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社普通株式の東京証券取引所における本取締役会決議日の前営業日までの1か月間（2024年10月15日から2024年11月13日まで）の終値単純平均値である5,085円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は12.45%（小数点以下第3位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同前営業日までの3か月間（2024年8月14日から2024年11月13日まで）の終値単純平均値である5,132円からの乖離率は11.42%、及び同前営業日までの6か月間（2024年5月14日から2024年11月13日まで）の終値単純平均値である5,442円からの乖離率は5.07%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

当社の監査等委員会（監査等委員である取締役4名全員（うち社外取締役3名））は、上記処分価額について、本自己株式処分が本制度の継続を目的としていること、及び処分価額が本取締役会決議日の前営業日の終値であることを鑑み、特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上